

外部送信規律に係る
電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説案
について（第 21 回資料 1 との修正点）

2022 年 12 月 23 日

事務局

目次

●	外部送信に係る利用者に関する情報の取扱い（第●章関係）	1
●-1	規律の概要（第●条第1項関係）	1
●-1-1	用語の説明	2
●-1-2	対象役務（第●条第1項第1号～第4号関係）	34
●-2	通知又は容易に知り得る状態に置く方法（第●条第2項～第4項関係）	7
●-2-1	通知又は容易に知り得る状態に置く際に共通して求められる事項（第●条第2項関係）	7
●-2-2	通知の場合に特に求められる事項（第●条第3項関係）	10
●-2-3	容易に知り得る状態に置く場合に特に求められる事項（第●条第4項関係）	11
●-3	通知又は容易に知り得る状態に置くべき事項（第●条第5項関係）	13
●-3-1	通知等を行うべき事項（第●条第5項関係）	13
●-3-2	通知等を行うことが望ましい事項	14+5
●-4	適用除外（第●条第6項関係）	16
●-4-1	利用者に通知等を行う必要まではないと考えられる情報（第●条第6項第1号、第2号関係）	16
●-4-2	利用者が同意している情報（第●条第6項第3号関係）	21
●-4-3	送信又は利用の停止を求めている情報（第●条第6項第4号関係）	23

● 外部送信に係る利用者に関する情報の取扱い（第●章関係）

●-1 規律の概要（第●条第1項関係）

第●条（第1項）

1 ブラウザその他のソフトウェア（利用者が使用するパーソナルコンピュータ、携帯電話端末又はこれらに類する端末機器においてオペレーティングシステムを通じて実行されるものに限る。第4項において同じ。）により、次の各号のいずれかに該当する電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信（利用者の電気通信設備が有する情報送信機能（利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能をいう。以下この条において同じ。）を起動する指令を与える電気通信の送信をいう。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめ、第5項各号に掲げる事項を当該利用者へ通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- (1) 他人の通信を媒介する電気通信役務
- (2) その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務
- (3) 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。第4項において同じ。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務
- (4) 前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であって、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの

電気通信事業法第27条の12に基づき、同法施行規則第22条の2の27各号の電気通信役務であって、ブラウザやアプリケーション（利用者のパーソナルコンピュータ、携帯電話、スマートフォン、タブレット等で起動するものに限る。以下この章において同じ。）を通じて提供されるもの（以下この章において「対象役務」という。）を提供する電気通信事業者は、利用者に対し対象役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備（端末設備）を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、原則として、情報送信指令通信によって送信される情報の内容や送信先となる電気通信設備等について、当該利用者へ確認の機会を付与しなければならない（以下この章において「本規律」という。）。

ここでいう確認の機会の付与とは、原則として、当該利用者へ通知し、又は当該利用者へ容易に知り得る状態に置くこと（以下この章において「通知等」という。）であるが、利用

者が同意をしている情報（※1）、及び電気通信事業者がオプトアウト措置（※2）を講じている場合に、利用者がオプトアウト措置の適用を求めている情報については、これらの手法により当該利用者に確認の機会が付与されていると考えられるため、通知等を要しないこととしている。

また、電気通信役務において送信する符号等を利用者の電気通信設備（端末設備）に適正に表示するために必要な情報その他の利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 20 で定める情報及び電気通信事業者が利用者を識別するために自身に送信させる識別符号は、その送信について利用者の判断を経る必要性が低いと考えられるため、確認の機会の付与は不要である。

なお、対象役務を提供する電気通信事業者の委託先である第三者に対して利用者に関する情報が送信される場合であっても、委託元である当該電気通信事業者において、本規律に従い、確認の機会を付与する必要がある（※3）。

（※1）この章における「同意」は、法における同意（2-17（本人の同意）参照）ではなく、電気通信事業法第 27 条の 12 第 3 号における「同意」をいう。

（※2）この章における「オプトアウト」は、法におけるオプトアウト（3-7-2（オプトアウトによる第三者提供）参照）ではなく、電気通信事業法第 27 条の 12 第 4 号にいう、利用者の求めに応じて、利用者に関する情報の送信又は利用者に関する情報の利用を停止する措置のことをいう。

（※3）電気通信事業法第 27 条の 12 について、法第 27 条第 5 項各号に相当する例外規定（3-7-4（第三者に該当しない場合）参照）はないため、取扱いの委託に伴って委託先であるの第三者に対して利用者に関する情報が送信される場合であっても、本規律に従い、確認の機会を付与する必要がある。

●-1-1 用語の説明

（1）情報送信指令通信

利用者の電気通信設備（端末設備）が有する情報送信機能（利用者の電気通信設備（端末設備）に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能）を起動する指令となるプログラム等の送信であり、具体的には、利用者に関する情報を利用者の電気通信設備（端末設備）から外部（※1）に送信させ収集するための仕組みを実現するコード等の情報の送信（※2）（※3）が含まれる。

(※1)(4)にあるとおり、「外部」とは利用者以外のことであり、第三者に限られない。すなわち、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者(ウェブサイトの運営者やアプリケーションの提供者)及び第三者が該当する。

(※2)ウェブサイトの場合については、HTML、CSS、JavaScript 等の言語で記述されたウェブサイトを構成するソースコードのうち上記仕組みを実現する部分(上記仕組みを実現する HTML 要素を DOM の中に生成する JavaScript コード等を含む。)などが考えられるが、これらに限らない。

(※3)アプリケーションの場合については、アプリケーションに埋め込まれている情報収集モジュール等の情報送信機能の起動の契機となるプログラム等の送信が含まれる。

(2) 利用者の電気通信設備（端末設備）

利用者が電気通信役務を利用するために使用している電気通信設備であり、パーソナルコンピュータ、携帯電話、スマートフォン、タブレット等の電気通信設備（端末設備）が含まれる。

(3) 利用者に関する情報

利用者の電気通信設備（端末設備）に記録されている情報であり、Cookie に保存された ID や広告 ID 等の識別符号、利用者が閲覧したウェブページの URL 等の利用者の行動に関する情報、利用者の氏名等、利用者以外の者の連絡先情報等が含まれる。

(4) 利用者以外の者の電気通信設備

利用者が電気通信役務を利用する際に通信の相手方となっている者の電気通信設備であり、利用者がウェブサイトの閲覧やアプリケーションの利用を行う際に（利用者が認識しているかを問わず）通信の相手方となっている第三者のサーバだけでなく、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者（ウェブサイトの運営者やアプリケーションの提供者）のサーバも含まれる。

●-1-2 対象役務（第●条第1項第1号～第4号関係）

電気通信事業法第27条の12に基づく確認の機会の付与の義務を課される電気通信事業者は、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして電気通信事業法施行規則第22条の2の27各号で定められた「対象役務」を

提供する者に限られる。対象役務となり得る具体的な電気通信役務は次の(1)～(4)のとおりであるが、これらの電気通信役務であっても、ブラウザやアプリケーションを通じて提供されるものでなければ、対象役務とはならない。各電気通信役務の詳細については、総務省ホームページ内「電気通信事業参入・変更手続の案内」(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/denkitsushin_suishin/tetsuzuki/index.html)に掲載されている「電気通信事業参入マニュアル [追補版]」(平成17年8月18日策定)及び「電気通信事業参入マニュアル(追補版)ガイドブック」(令和4年4月14日策定)も併せて参照のこと。

(1) 他人の通信を媒介する電気通信役務(第●条第1項第1号関係)

「他人の通信を媒介する」とは、他人の依頼を受けて、情報をその内容を変更することなく、伝送・交換し、隔地者間の通信を取次、又は仲介してそれを完成させることをいう。本規律が対象とするオンラインサービスについては、情報の加工・編集を行わず、かつ、送信時の通信の宛先として受信者を指定する場合に該当する。具体的には、メールサービス、ダイレクトメッセージサービス、参加者を限定した(宛先を指定した)会議が可能なウェブ会議システム等が想定される。

(2) その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務(第●条第1項第2号関係)

具体的には、利用者(特定の利用者も含む)が情報を入力(書き込み、投稿、出品、募集などを含む)し、当該情報を不特定の利用者が受信(閲覧)できるものをいう。

なお、アカウント登録や利用料の支払いをすれば誰でも受信(閲覧)できる場合も、「不特定の利用者」に含まれる。他方、閉域網で提供される社内システムなどは、審査等により利用者が限定されており、「不特定の利用者」ではなく、「特定の利用者」となるため、該当しない。

このうち、「その記録媒体に情報を記録し…これにより当該記録媒体に記録され…た情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務」とは、利用者から受信した情報を、電気通信事業者の電気通信設備(ウェブサーバ等)の記録媒体(ハードディスク等)において記録して蓄積しておき、不特定の利用者の求めに応じて送信するサービスのことであり、具体的には、SNS、電子掲示板、動画共有サービス、オンラインショッピングモール(※)、シェアリングサービス、マッチングサービス等が該当する。

他方、「その送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより…当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の用に供する電気通信役務」とは、利用者から受信した情報を、電気通信事業者の送信装置（ストリーミングサーバ等）から即時に（リアルタイムで）不特定の利用者の求めに応じて送信するサービスのことであり、具体的には、ライブストリーミングサービスやオンラインゲーム等が該当する。

(※) インターネット経由で複数の店舗でネットショッピングを行うことができる又は複数の出品者の商品等を購入できる「場」を提供するものをいう。他方、小売事業者がモノ・商品をオンライン販売したり、メーカーが製造した商品をオンライン販売したり(ネット販売のみを行う場合を含む。)、同様に問合せ等に対応することなどについては、自己の需要に応ずるものであり、他人の需要に応ずるものではないことから、電気通信事業には該当せず、電気通信事業法の規律の適用対象とならない((4)も参照のこと)。

(3) 入力された検索情報に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページのドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務（第●条第1項第3号関係）

検索したい単語等の検索情報を入力すると、インターネット上における、当該検索情報が記録された全てのウェブページの所在に関する情報を検索して表示する、いわゆるオンライン検索サービスが該当し、その他の特定分野に限った検索サービスは(4)の対象となる。なお、ここでいう「全てのウェブページ」は、通常の方法により閲覧ができるものに限られ、例えば違法性ゆえに閲覧が制限されているウェブページや特殊なソフト等を使用しないとアクセスできないようなウェブページなどは含まれない。

(4) 不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であって、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの（第●条第1項第4号関係）

不特定の利用者の求めに応じて情報を送信し、情報の閲覧に供する、各種情報のオンライン提供サービスであり、具体的には、ニュースや気象情報等の配信を行うウェブサイトやアプリケーション、動画配信サービス、オンライン地図サービス等が該当する。

なお、情報発信を行う企業・個人・自治会等のホームページについて、自己の情報発信のために運営している場合は、自己の需要のために電気通信役務を提供しているのであって、「他人の需要に応ずるために提供」（電気通信事業法第2条第4号）しているものではない

から、同号の定義する「電気通信事業」に該当せず、電気通信事業法の規律の適用対象とならない。また、金融事業者による証券・金融商品等についてのオンライン販売、小売事業者によるモノ・商品についてのオンライン販売、メーカーによる製造した商品についてのオンライン販売などについても、電気通信役務の提供を必ずしも前提としない、別の自らの本来業務の遂行手段としてオンラインを活用している場合（ネット専門銀行など、実店舗を有していない場合を含む。）は、自己の需要のために電気通信役務を提供しているため、同様に「電気通信事業」に該当せず、電気通信事業法の規律の適用対象とならない。他方で、本来業務の遂行手段としての範囲を超えて、独立した事業としてオンラインサービスを提供している場合には、当該オンラインサービスは「電気通信事業」に該当する可能性もある。例えば、金融事業者によるオンライン取引等及び当該取引等に必要とされる株価等のオンライン情報提供は「電気通信事業」に該当しないが、当該金融事業者が証券・金融商品等についてのオンライン販売のウェブサイトにおいて、オンライン取引等とは独立した金融情報のニュース配信を行っている場合には、当該ニュース配信は情報の送信（電気通信役務の提供）の事業として独立していると考えられ、「電気通信事業」に該当する。

●-2 通知又は容易に知り得る状態に置く方法（第●条第2項～第4項関係）

第●条（第2項、第3項、第4項）

- 2 前項の規定により利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、次の各号のいずれにも該当する方法により、第5項各号に掲げる事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。
 - (1) 日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。
 - (2) 操作を行うことなく文字が適切な大きさと利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようにすること。
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、利用者が第5項各号に掲げる事項について容易に確認できるようにすること。
- 3 前項の利用者に通知する場合には、同項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。
 - (1) 第5項各号に掲げる事項又は当該事項を掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に即時に表示すること（当該事項の一部のみを表示する場合には、利用者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるようにすること。）。
 - (2) 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に認識できるようにすること。
- 4 第2項の利用者が容易に知り得る状態に置く場合には、同項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。
 - (1) 情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて、次項各号に掲げる事項を表示すること。
 - (2) 情報送信指令通信を行うソフトウェアを利用する際に、利用者の電気通信設備の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、次項各号に掲げる事項を表示すること。
 - (3) 前二号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できるようにすること。

情報送信指令通信が起動させることとなる情報送信機能により送信されることとなる情報について利用者に対し通知等を行うに当たっては、電気通信事業法第27条の12が利用者に対し情報送信指令通信によって送信される情報の内容や送信先となる電気通信設備等の通知等を行うべき事項について確認の機会を付与することを求めるものであることに鑑み、同法施行規則第22条の2の29に規定する事項について当該利用者が容易に確認できるようにすることが求められる。

●-2-1 通知又は容易に知り得る状態に置く際に共通して求められる事項（第●条第2項

関係)

通知等を行う場合には、次の(1)から(3)までの全てを満たす方法により、情報送信指令通信を行おうとするときに継続的に行うことが必要である。

(1) 日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。(第●条第2項第1号関係)

情報送信指令通信について通知等を行う場合には、日本語を用いること、専門用語を避けること及び平易な表現を用いることが必要である。情報送信指令通信に関する通知等が外国語や専門用語で表示されている場合、利用者は通知等を行うべき事項について容易に理解できるとは考えられず、適切に確認の機会を付与しているとは言い難い。そのため、こうした言語や専門用語が利用者の確認の機会の妨げとならないようにすることが必要となる(※1)(※2)。

~~記載例1) 当社のウェブサイトでは、ウェブサイト内の広告配信の最適化を図るため、訪問者が閲覧したウェブページのURL、IPアドレス、ユーザーエージェント等の情報をA社に送信し、A社で訪問者に関する情報を収集・分析した上で、各訪問者の嗜好に合った広告を配信しています。~~

~~記載例2) 当社のウェブサイトでは、ウェブサイト内の広告配信の最適化を図るため、HTML等のタグやJavaScript等で作られた訪問者に関する情報を収集・分析するツールをウェブサイトに設置して、訪問者が閲覧したウェブページのURL、IPアドレス、ユーザーエージェント等の情報をA社に送信し、A社で訪問者に関する情報を収集・分析した上で、各訪問者の嗜好に合った広告を配信しています。~~

~~記載例3) 本ウェブサイト(●●.**【ドメイン】)では、ウェブサイトの改善を図るため、訪問者が閲覧したウェブページのURLや閲覧日時をB社に送信し、B社において生成した訪問者のウェブサイト滞在時間に基づく分析を依頼しています。(B社のサービス概要:(B社のリンク))~~

(※1) ただし、訪日旅行者や、我が国に在住する外国人向けのウェブサイトやアプリケーションにおいて通知等を行う場合には、日本語だけでなく英語等も併記することが望ましい場合もある。

(※2) 専門用語か否か、及び平易な表現か否かは、当該電気通信役務で想定される一般的な利用者の知識や理解力等を基準として判断すべきである。その際、ユーザーアンケートを行ったり、外部の有識者の意見を踏まえたりすること等が考えられる。

(2) 操作を行うことなく文字が適切な大きさと利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようにすること。(第●条第2項第2号関係)

画面の拡大・縮小等の追加的な操作を行うことなく文字が適切な大きさと表示されるようにすることが必要である。情報送信指令通信に関する通知等が非常に小さな文字や極端に大きな文字で表示されている場合、通知等を行うべき事項について利用者が容易に確認できるとは考えられず、利用者に対し適切に確認の機会を付与しているとは言い難い。そのため、画面の拡大・縮小を行わずとも利用者が容易に読むことができる文字のサイズ(例えば、当該ウェブサイトやアプリで使用している標準的な文字サイズと同等文字サイズとすることが考えられる。)にし、通知等を行うべき事項について利用者が容易に確認できるようにすることが必要となる。

記載例1)

(3) (1)及び(2)のほか、利用者が通知等すべき事項について容易に確認できるようにすること。(第●条第2項第3号関係)

(1)及び(2)を満たした上で、通知等を行うべき事項について、利用者が容易に理解できるようにすることが必要であり、ウェブサイトやアプリケーションの背景色との関係で視認性の高い文字色を採用すること等が望ましい。また、量が多い場合にはウェブページの階層化等の方法によりスクロールを行うことなく端末の画面に全体が表示されるようにすることも考えられる。

今後の技術の進展等も踏まえ、利用者の利便性を著しく損なわない範囲で、利用者による確認をより容易にするための電気通信事業者による創意工夫が求められる。

記載例1)

なお、プライバシーポリシーやクッキーポリシー等が既にあり、その中に通知等を行うべき事項を記載する際には、3-5(プライバシーポリシー)に留意しながら、本規律に関する内容が含まれること等をタイトルや見出し等に明記しておくとともに、一括して確認できるように工夫することが望ましい。

記載例1)

~~＜プライバシーポリシー(情報の外部送信に関する内容を含む。)＞~~

~~1～5(略)~~

6 情報の外部送信について

~~7～10 (略)~~

●-2-2 通知の場合に特に求められる事項（第●条第3項関係）

通知の場合には、●-2-1（通知又は容易に知り得る状態に置く際に共通して求められる事項）に加え、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方法を取ることが必要である（※）。

- (1) 通知等すべき事項又は当該事項を掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に即時に表示すること（当該事項の一部のみを表示する場合には、利用者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるようにすること。）。（第●条第3項第1号関係）

具体的にはウェブサイトやアプリケーションの画面上で、ポップアップ形式によって即時通知を行うこと等が考えられる。

当該事項の一部のみを表示する場合において、「利用者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるようにすること」については、即時通知等の画面から1回程度の操作で到達できる遷移先の画面に当該事項が表示されており、かつ、即時通知等の画面において、当該遷移先の画面に当該残部の表示があることが利用者にとって理解できる形になっていれば良いと考えられる。

記載例 1)

- (2) (1)と同等以上に利用者が容易に認識できるようにすること。（第●条第3項第2号関係）

新たな技術やユーザーインターフェースの開発・進展を見据えるとともに、電気通信事業者による創意工夫等を尊重するため、(1)の方法に限らず、同等以上に利用者が容易に認識できるようにする方法を採用することを可能としている。

記載例 1)

(※)「JIS X 9252 情報技術オンラインにおけるプライバシーに関する通知及び同意」(令和5年○月●日)において、オンラインにおけるプライバシーに関する通知の内容及び構

成並びに同意を求めるプロセスを方向付ける管理策について、国際標準規格が JIS 化されている。同規格は、PII(個人識別可能情報)の収集及び利用に関して、PII が収集される個人に対し明確で理解しやすい情報を提示するため、及び、公正で、認証可能で透明性があり、曖昧でなく、かつ、取消し可能(撤回可能)な方法で PII 主体から同意を得るための管理策等について規定しており、本規律への対応に当たっても参考となり得る。

●-2-3 容易に知り得る状態に置く場合に特に求められる事項 (第●条第 4 項関係)

容易に知り得る状態に置く措置の場合には、●-2-1 (通知又は容易に知り得る状態に置く際に共通して求められる事項)に加え、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する方法を取ることが必要である。

- (1) 情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて、通知等すべき事項を表示すること。(第●条第 4 項第 1 号関係)

利用者がウェブサイトを開覧する際に情報送信指令通信が行われる場合を想定した方法である。

この方法により利用者が容易に知り得る状態に置く場合は、情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項についての表示を行う必要がある。

「容易に到達できるウェブページ」については、情報送信指令通信を行うウェブページから 1 回程度の操作で到達できる遷移先のウェブページに当該事項が表示されており、かつ、情報送信指令通信を行うウェブページにおいて、当該遷移先のウェブページに当該事項の表示があることが利用者にとって理解できる形でリンクが配置されていれば、当該遷移先のウェブページは、「容易に到達できるウェブページ」に該当すると考えられる。

記載例 1)

- (2) 情報送信指令通信を行うソフトウェアを利用する際に、利用者の電気通信設備の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、通知等すべき事項を表示すること。(第●条第 4 項第 2 号関係)

利用者がアプリケーションを利用する際に情報送信指令通信が行われる場合を想定した方法である。

この方法により利用者が容易に知り得る状態に置く場合は、アプリケーションを利用す

る際に、利用者の電気通信設備（端末設備）の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項について表示を行う必要がある。

「容易に到達できる画面」において通知等すべき事項を表示する場合には、アプリケーションの起動後最初に表示される画面において、当該事項を表示する画面へのリンクを記載する方法により行うことが考えられる。

記載例1)

- (3) (1)及び(2)と同等以上に利用者が容易に到達できるようにすること。(第●条第4項第3号関係)

新たな技術やユーザーインターフェースの開発・進展を見据えるとともに、電気通信事業者による創意工夫等を尊重するため、(1)又は(2)の方法に限らず、同等以上に利用者が容易に認識できるようにする方法を採用することを可能としている。例えば、(1)においては、情報送信指令通信を行うウェブページやそこから容易に到達できるウェブページにおいて、通知等すべき事項を表示することとしているが、それ以外に、ウェブサイトのトップページに表示すること等も考えられる。

●-3 通知又は容易に知り得る状態に置くべき事項（第●条第5項関係）

第●条（第5項）

- 5 第1項の規定により当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない事項は、情報送信指令通信ごとに、次に掲げる事項とする。
- (1) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報の内容
 - (2) 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称
 - (3) 第1号に規定する情報の利用目的

●-3-1 通知等を行うべき事項（第●条第5項関係）

- (1) 送信されることとなる利用者に関する情報の内容（第●条第5項第1号関係）

利用者に対し通知等を行うべき事項について確認の機会を付与するという立法趣旨を踏まえ、送信される情報がどのような情報であるか、利用者が適切に認識できるように記載する必要がある。送信される情報を具体的に列挙することなく、「等」や「その他」等のあいまいな表現を安易に使用することは避けるなど、利用実態及び利用者の利便に合わせて適切に記載されるのが望ましい。

- (2) (1)の利用者に関する情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称（第●条第5項第2号関係）

上記(1)の情報の送信先として、当該情報を取り扱う者の氏名又は名称を記載することが必要である。

なお、例えば、当該者の氏名又は名称よりもサービス名の方が認知されやすい、といった場合は、サービス名等も併記することが望ましい。

- (3) (1)の情報の利用目的（第●条第5項第3号関係）

情報送信指令通信を行う電気通信事業者の利用目的（すなわち、当該電気通信事業者が情報送信指令通信を行う目的）、及び情報送信指令通信に基づく利用者に関する情報の送信先となる者の利用目的（すなわち、上記(2)に該当する者が利用者に関する情報を取り扱う目的）のいずれも記載する必要がある。

「情報送信指令通信ごとに」としているとおりに、(1)から(3)までは、ウェブページやアプリケーションに埋め込まれたタグや情報収集モジュールごとに記載する必要がある（情報

送信指令通信が行われるたびに通知等する必要はなく、ウェブサイト単位で（ウェブページごとではない）まとめて表示すること等も考えられる。）。

なお、送信先に送信された後、送信先から送信元に提供する場合や、送信先からさらに別の者に提供される場合等も考えられるが、それらはいずれも送信先が当該情報を取得した後、第三者（送信元も含む。）に提供するものであり、本規律の対象外となるものである。

また、例えば、通知等すべき事項が記載された送信先のウェブページへのリンクを示す場合や、既にプライバシーポリシーに通知等すべき事項が記載されているときに当該プライバシーポリシーへのリンクを示す場合は、当該リンクを単に表示するだけでなく、リンク先で表示される通知等すべき事項の概略を併せて示すことが望ましい。なお、通知等すべき事項の記載当該概略については、通知又は容易に知り得る状態に置く際に共通して求められる事項の(1)にあるように、「日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること」等を満たしておくことが必要であり、英語等日本語以外で記載されているリンクの表示のみで対応することは認められない。

~~記載例 1) 当社のウェブサイトでは、ウェブサイト内の広告配信の最適化を図るため、訪問者が閲覧したウェブページの URL、IP アドレス、ユーザーエージェント等の情報を A 社に送信し、A 社で訪問者に関する情報を収集・分析した上で、各訪問者の嗜好に合った広告を配信しています。~~

~~記載例 2) 当社のウェブサイトでは、ウェブサイト内の広告配信の最適化を図るため、HTML 等のタグや JavaScript 等で作られた訪問者に関する情報を収集・分析するツールをウェブサイトに設置して、訪問者が閲覧したウェブページの URL、IP アドレス、ユーザーエージェント等の情報を A 社に送信し、A 社で訪問者に関する情報を収集・分析した上で、各訪問者の嗜好に合った広告を配信しています。~~

~~記載例 3) 本ウェブサイト（●●.●●【ドメイン】）では、ウェブサイトの改善を図るため、訪問者が閲覧したウェブページの URL や閲覧日時を B 社に送信し、B 社において生成した訪問者のウェブサイト滞在時間に基づく分析を依頼しています。（B 社のサービス概要：(B 社のリンク)）~~

なお、各記載事項については、送信先において記載例などが示されている場合は、それを本規律を満たす範囲において参考にすることが望ましい。

●-3-2 通知等を行うことが望ましい事項

●-3-1 (通知等を行うべき事項) に示した通知等を行うべき事項に加え、これら以外にも、

次のような事項については、利用者への適切な確認の機会を付与するという観点からは、利用者に通知等を行うことが望ましい（※）。

- ・ オプトアウト措置の有無
- ・ 送信される情報の送信先における保存期間
- ・ 情報送信指令通信に係る送信元における問合せ先 等

~~記載例)~~

~~＜当社のウェブサイトで行っている訪問者の情報の収集と外部送信について＞~~

- ~~・ 情報の内容：訪問者が閲覧したウェブページのURL~~
- ~~・ 送信先において取り扱うこととなる者：A社、B社、C社~~
- ~~・ 情報の利用目的：当社においては、当社ウェブサイト内の広告配信の最適化を図るため。A社、B社、C社においては、当社ウェブサイト内で配信される広告をカスタマイズするため。~~
- ~~・ その他：オプトアウトの機会は提供していません。~~

(※) そのほか、次のような事項の通知等を行うことも考えられる。

- ・ 利用者に関する情報がどの国・地域に送信されることとなるか 等

●-4 適用除外（第●条第6項関係）

●-4-1 利用者に通知等を行う必要まではないと考えられる情報（第●条第6項第1号、第2号関係）

第●条（第6項）

6 第1項の規定は、次に掲げる情報に係る情報送信指令通信については、適用しない。

(1) 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして次に掲げる情報であって、その必要の範囲内において送信されるもの

イ 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は映像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報

ロ 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報

ハ 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した認証に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報

ニ 当該電気通信役務に対する不正な行為の検知等を行い、又は当該不正な行為による被害の軽減等を図るために必要な情報

ホ 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報

(2) 当該電気通信事業者が当該利用者に対し当該電気通信役務を提供した際に当該利用者の電気通信設備に送信した識別符号（電気通信事業者が、電気通信役務の提供に際し、利用者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）であって、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により当該電気通信事業者の電気通信設備を送信先として送信されることとなるもの

情報送信指令通信が起動させる情報送信機能によって送信される情報には、利用者が電気通信役務を利用する上で当該電気通信役務を提供するために必要な情報等が含まれる。このような情報については、利用者が当該電気通信役務を利用している以上、その送信が一般的な利用者にとって想定できるものであり、利用者の判断を経る必要性が低いと考えられるため、本規律の適用除外として確認の機会の付与を義務付けないこととしている。適用除外となる情報の詳細は次のとおりである。

●-4-1-1 電気通信役務を適正に表示するために必要な情報その他の電気通信役務を利用するために送信することが必要な情報（第●条第6項第1号関係）

次の(1)から(5)までの情報については、利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものであるため、確認の機会の付与の義務付けの対象外である。

なお、当該情報が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合であっても、送信先が(1)から(5)までの目的以外の目的(広告・マーケティングやアクセス分析など)のためにも利用するときには、確認の機会の付与の義務付けの対象となることに留意する必要がある。

- (1) 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報(第●条第6項第1号イ関係)

電気通信事業者が電気通信役務を提供するに当たっては、利用者の電気通信設備(端末設備)に対して送信する符号(文字や記号等)、音響(音楽、音声や効果音等)、影像(画像や動画等)を、利用者の電気通信設備(端末設備)の映像面(ディスプレイ等)に適正に表示する必要がある。そのためには、利用者の電気通信設備(端末設備)のOS情報、画面設定情報、言語設定情報、ブラウザ情報といった利用者の電気通信設備(端末設備)に関する一定の情報を必要とする。したがって、これらの情報の送信については確認の機会の付与を義務付けないこととしている。

そのほかにも、電気通信役務の提供に当たって必要不可欠な情報(「真に必要な情報」)の送信があり得ると考えられるため、同様に確認の機会の付与を義務付けないこととしている。具体的にはが、これは、利用者が利用を希望している電気通信役務を提供するに当たり、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者に送信される情報は、基本的には当該電気通信役務の提供に必要なものであると考えられるため、原則として「真に必要な情報」に該当すると考えられる。ただし、利用者が当該電気通信役務を利用する際に必ずしも必要がなく、一般の利用者から見て送信されることが通常想定できない情報や、通常想定できない利用目的で利用される情報については、「真に必要な情報」には該当しないと考えられる必要不可欠な情報、すなわち閲覧又は表示並びに運用・保守において不可欠な情報に限られる。したがって、広告・マーケティングやアクセス解析など、電気通信役務の提供にあたって、必ずしも外部送信を行うことが真に必要とはいえない情報は対象にならない。

一方、当該電気通信事業者以外に送信される情報については、必ずしも当該電気通信役務の提供のために必要とは考えられないため、原則として「真に必要な情報」には該当しないと考えられる。ただし、利用者が利用を希望している電気通信役務を提供するに当たり、送信することが必要不可欠な情報については、この限りではない。

<真に必要な情報への該当性(※1)>

利用目的	真に必要な情報への該当性
広告・マーケティング(※2)	✗

アクセス解析 (※3)	×
利用者の明確な指示 (※4)	○
利用者の設定の保存 (※5)	○
ビデオ・楽曲等のストリーミング (※6)	○
第三者が提供するビデオ・楽曲等のストリーミング (※7)	×
ソーシャルメディアプラグイン (※8)	×
ユーザー認証 (※9)	○

~~(※1) ○については、当該目的で送信される場合に限り、真に必要な情報に該当するもの。~~

~~(※2) 例えば、利用者の関心に合わせた広告を配信するためのものや、利用者の行動を分析したりその分析結果に基づきサービスをレコメンドするもの等。~~

~~(※3) 利用者によるウェブサイト等へのアクセス、利用状況等の解析。~~

~~(※4) 利用者によるウェブサイトのクリックやアプリケーション内での操作に関する情報をサービス上で反映させるためのもの。~~

~~(※5) 利用者が能動的にユーザーインターフェースをパーソナライズするためのもの (Cookie 設定等)。~~

~~(※6) 自社が提供するストリーミングサービス。~~

~~(※7) 第三者が提供するストリーミングサービスをウェブサイト等に埋め込んでいる場合。~~

~~(※8) 第三者が提供する SNS ツールが埋め込まれている場合。~~

~~(※9) ログイン状態を保持したり、自動ログインを行ったりするためのもの。~~

(2) 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報 (第●条第 6 項第 1 号口関係)

利用者が電気通信役務を利用する際に入力した情報を、再度当該電気通信役務を利用する際に利用者の電気通信設備 (端末設備) に再表示することが利用者の便宜に資する場合は

あるため、このような再表示を行うために必要な情報の送信については、確認の機会の付与を義務付けないこととしている。

例えば、利用者がオンラインショッピングモールにアクセスして特定の品物を買物かごに入れた後、時間を置いて再度アクセスした際に、当該品物を買物かごに入った状態で再表示するために必要な情報などが考えられる。

- (3) 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した認証に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報（第●条第6項第1号ハ関係）

利用者が電気通信役務を利用する際に入力した、当該利用者の認証に関する情報を、再度当該電気通信役務を利用する際に利用者の映像面に再表示することが利用者の便宜に資する場合があるため、このような再表示を行うために必要な情報の送信については、確認の機会の付与を義務付けないこととしている。

- (4) 当該電気通信役務に対する不正な行為の検知等を行い、又は当該不正な行為による被害の軽減等を図るために必要な情報（第●条第6項第1号ニ関係）

電気通信事業者が電気通信役務を提供する際には、セキュリティ対策を講じ、不正アクセスやサイバー攻撃等によって、当該電気通信事業者や、当該電気通信役務の利用者に被害が生じることを防ぎ、また、被害を軽減する必要がある。したがって、このようなセキュリティ対策（当該電気通信役務のセキュリティ対策に限られる。）に必要な情報の送信については、確認の機会の付与を義務付けないこととしている。

- (5) 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報（第●条第6項第1号ホ関係）

電気通信事業者が電気通信役務を提供するに当たっては、当該電気通信役務を提供する電気通信設備を適切に運用する必要がある。例えば、オンラインゲーム等、利用者が多く多数のアクセスが集中する電気通信役務を提供する際には、特定のサーバ等に過剰な負担がかかることを防ぐため、負荷分散（ロードバランシング）等の措置が必要な場合がある。したがって、このような負荷分散など、電気通信設備の適切な運用のための措置に当たり必要な情報の送信については、確認の機会の付与を義務付けないこととしている。

●-4-1-2 電気通信役務を提供する者が利用者に送信した識別符号であって、当該電気通信事業者へ送信されるもの（第●条第6項第2号関係）

電気通信事業者は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者を識別するために、文字列で構成された識別符号（First Party Cookie に保存された ID（※1）等）を当該利用者に送信して、これを当該利用者の電気通信設備（端末設備）に記録させることがある。当該識別符号は当該電気通信事業者が生成するものであり、当該電気通信事業者が当該識別符号を当該利用者から当該電気通信事業者自身に送信させてこれを取得しても、当該利用者に自らが付した識別符号を回収しているに過ぎず、その用途も ID・パスワードの入力の省略等と限定的であることが想定される。この点に鑑みると、当該識別符号の送信については、利用者の判断を経る必要性が低いいため、送信される情報の内容等を当該利用者に通知等を行うことを要しないものである（※2）。

（※1）First Party Cookie に保存された ID 以外の、当該電気通信事業者への利用者に関する情報の送信に関しては、本規律の原則どおり、利用者に通知等を行うことを要するが、原則として●-4-1-1 の真に必要な情報に該当すると考えられる。

（※2）First Party Cookie に保存された ID を利用して当該電気通信役務を提供する電気通信事業者以外の第三者に利用者に関する情報を送信することもあり得るが、このような利用者に関する情報の第三者への送信に関しては、利用者が利用を希望している電気通信役務の提供に当たり、送信することが必要不可欠な情報でない限り本規律の原則どおり、利用者に通知等を行うことを要する。

●-4-2 利用者が同意している情報（第●条第6項第3号関係）

第●条（第6項）

6 第1項の規定は、次に掲げる情報については、適用しない。

- (3) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信先の電気通信設備に送信されることについて当該利用者が同意している情報

情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により、送信先の電気通信設備に情報が送信されることについて、利用者が同意をしている場合、電気通信事業者は当該利用者に対し、同意の取得を通じて、当該情報の送信を認識し、及び選択する機会を付与しており、これにより確認の機会を付与していることとなるため、当該利用者に対し別途通知等を行う必要はない。

ただし、このような規律の趣旨からして、当該同意の取得は、適切な確認の機会の付与といえるものでなければならぬため、同意取得にあたっては、次のとおり、利用者に適切な通知等を行い、かつ適切な方法により同意を取得することが必要である（※1）（※2）。

（※1）当該同意取得が適切な確認の機会の付与といえるか否かについては、当該電気通信事業者の取組や当該電気通信役務の利用者の知識や理解力等によっても変わり得るため、ユーザーアンケートを行ったり、外部の有識者の意見を踏まえたりすること等が考えられる。

（※2）「JIS X 9252 情報技術オンラインにおけるプライバシーに関する通知及び同意」（令和5年○月●日）において、オンラインにおけるプライバシーに関する通知の内容及び構成並びに同意を求めるプロセスを方向付ける管理策について、国際標準規格が JIS 化されている。同規格は、PII（個人識別可能情報）の収集及び利用に関して、PII が収集される個人に対し明確で理解しやすい情報を提示するため、及び、公正で、認証可能で透明性があり、曖昧でなく、かつ、取消し可能（撤回可能）な方法で PII 主体から同意を得るための管理策等について規定しており、本規律への対応に当たっても参考となり得る。

●-4-2-1 同意取得にあたっての利用者への通知等

同意の取得により適切な確認の機会を付与したというためには、同意の対象となる情報の内容及び情報の送信先等について、当該利用者が容易かつ適時に確認できることが必要である。したがって、利用者の同意を取得するにあたっては、あらかじめ、利用者に対し、●-2（通知又は容易に知り得る状態に置く方法）に記載する通知等を行うべき方法により、●-3（通知等を行うべき事項）に記載する通知等を行うべき事項について、通知等を行うことが望ましい。

●-4-2-2 望ましい同意取得の方法

同意の取得により適切な確認の機会を付与したというためには、利用者の具体的かつ能動的な同意を取得することが必要である。したがって、利用者の利便性を損なわないようにしつつ、利用者の過度な負担とならない範囲で、情報送信指令通信ごと（ウェブページやアプリケーションに埋め込まれたタグや情報収集モジュールごとに）に同意を取得することが望ましい。また、例えば、同意するためのチェックボックス等にあらかじめチェックを付しておく方法（デフォルト・オン）等、利用者が能動的に同意を行ったとはいえないような空欄にしておく方法は避けるべきである等が考えられる。

●-4-3 送信又は利用の停止を求めている情報（第●条第6項第4号関係）

第●条（第6項）

6 第1項の規定は、次に掲げる情報については、適用しない。

(4) 当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者がイに規定する措置の適用を求めている情報

イ 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置（以下この号において「オプトアウト措置」という。）を講じていること。

① 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信

② 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用

ロ 次に掲げる事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。

① オプトアウト措置を講じている場合にあっては、その旨

② オプトアウト措置がイ①又は②のいずれの行為を停止するものであるかの別

③ オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法

④ 利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限されることとなるときは、その内容

⑤ 情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報（第1号及び第2号に掲げるものを除く。）の内容

⑥ ⑤に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称

⑦ ⑤に規定する情報の利用目的

利用者に対し、情報の送信又は利用を停止する措置を講ずること、つまりオプトアウト措置を講ずることは、利用者に対して、自身に関する情報の送信を選択する機会を与えるものであって、確認の機会を付与するものといえる。そのため、電気通信事業者により適切にオプトアウト措置が講じられた情報であって、利用者が当該措置の適用を求めている場合は、当該利用者に対して別途通知等を行う必要はない。

なお、電気通信事業者がオプトアウト措置を講じていたとしても、●-4-3-2（オプトアウト措置に関して利用者が容易に知り得る状態に置く方法）にあるように、電気通信事業法施行規則第22条の2の30に規定する事項を利用者が容易に知り得る状態に置いていない場合には、本規律の適用対象となり、通知等を要する。

●-4-3-1 オプトアウト措置に関して利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項（第●

条第6項第4号口関係)

電気通信事業者は、オプトアウト措置を講ずるときは、次の(1)から(7)までに掲げる事項を、利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(1) オプトアウト措置を講じている旨（第●条第6項第4号口①関係）

オプトアウト措置を講じている場合は、その旨を利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(2) オプトアウト措置が、情報の送信又は情報の利用の停止のいずれの行為を停止するものであるかの別（第●条第6項第4号口②関係）

オプトアウト措置について、利用者の求めに応じて利用者に関する情報の送信が停止されるのか、あるいは送信された利用者に関する情報の利用が停止されるのかを、明記しなければならない。

(3) オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法（オプトアウト措置の申込み方法）（※1）（第●条第6項第4号口③関係）

事例 1) ボタンのクリックやタップ

事例 2) ホームページ上の指定フォームへの入力

事例 3) ダッシュボードでの操作（※2）

事例 4) リンクの表示（※3）

（※1）利用者の求めを受け付ける方法」には、利用者が求めを行う連絡先（事業者名、送信先メールアドレス等。当該電気通信事業者が外国に本拠地を置く場合においては国内代理人の氏名、連絡先等。）が含まれる。

（※2）当該ダッシュボードにおける操作方法が明らかではない場合、具体的な操作方法を示す必要がある。

（※3）他の事業者のウェブサイト等においてオプトアウト措置を設けている場合には、当該ウェブサイト等へのリンクを表示することも可能である（当該事業者がオプトアウト措置を設けていたとしても、それだけでは本規律におけるオプトアウト措置を設けたことにはならず、当該電気通信事業者においてリンクを表示する等の対応を要する。）。この場合、当該送信先の該当ページが英語等の場合は、当該リンクを単に表示するだけでなく、リンク先での具体的な操作方法を併せて日本語で表示することが必要である。

- (4) 利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限されることとなるときは、その内容（第●条第6項第4号口④関係）

利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合に、利用者がその提供を受ける電気通信役務の利用が制限されることになる場合は、その内容を明記しなければならない。電気通信役務の利用制限としては、具体的には、当該ウェブサイトの特定の機能を利用できなくなるといったことが想定される。

- (5) 送信されることとなる利用者に関する情報の内容（第●条第6項第4号口⑤関係）
- (6) (5)の利用者に関する情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称（第●条第6項第4号口⑥関係）
- (7) (5)の情報の利用目的（第●条第6項第4号口⑦関係）

~~記載例）~~

~~・当ウェブサイトにおいて、○●に記載している情報の利用の停止を希望される場合、オプトアウトが可能です。希望される場合は、以下のボタンをクリックしてください。なお、オプトアウトをされた場合、当ウェブサイト中の一部サービス（○○）が利用できなくなる場合がありますので、その旨ご承ください。~~

●-4-3-2 オプトアウト措置に関して利用者が容易に知り得る状態に置く方法

オプトアウト措置の提供についても、利用者が容易に知り得る状態に置くべきであり、その方法は●-2（通知又は容易に知り得る状態に置く方法）に記載の方法に準じるのが望ましい。

その際、オプトアウト措置の申込みについて、利用者において誤解、不安感、恐怖等を生じさせることのないように留意する必要がある。また、オプトアウト措置を新しく設定したり、既存のオプトアウト措置に変更が生じたりした場合には、最新の内容について利用者に十分に周知することが望ましい。

（参考）

電気通信事業法第27条の12

- 1 電気通信事業者又は第三号事業を営む者(内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する者に限る。)は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信(利用者の電気通信設備が有する情報送信機能(利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能をいう。以下この条において同じ。)を起動する指令を与える電気通信の送信をいう。以下この条において同じ。)を行おうとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定める事項を当該利用者へ通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。ただし、当該情報が次に掲げるものである場合は、この限りでない。
- (1) 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は映像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他の利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして総務省令で定める情報
 - (2) 当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者が当該利用者に対し当該電気通信役務を提供した際に当該利用者の電気通信設備に送信した識別符号(電気通信事業者又は第三号事業を営む者が、電気通信役務の提供に際し、利用者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。)であつて、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者の電気通信設備を送信先として送信されることとなるもの
 - (3) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信先の電気通信設備に送信されることについて当該利用者が同意している情報
 - (4) 当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者がイに規定する措置の適用を求めている情報
 - イ 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること。
 - ① 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信
 - ② 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用
 - ロ イに規定する措置、当該措置に係る利用者の求めを受け付ける方法その他の総務省令で定める事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。

電気通信事業法施行規則第22条の2の27

法第27条の12の総務省令で定める電気通信役務は、次のいずれかに該当する電気通信役務であつて、ブラウザその他のソフトウェア(利用者が使用するパーソナルコンピュータ、携帯電話端末又はこれらに類する端末機器においてオペレーティングシステムを通じて実行さ

れるものに限る。次条において同じ。)により提供されるものとする。

- (1) 他人の通信を媒介する電気通信役務
- (2) その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務
- (3) 入力された検索情報(検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。)に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ(通常の方法により閲覧ができるものに限る。次条第3項第1号において同じ。)のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務
- (4) 前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの

電気通信事業法施行規則第22条の2の28

- 1 法第27条の12の規定により利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、次の各号のいずれにも該当する方法により、次条各号に掲げる事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。
 - (1) 日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。
 - (2) 操作を行うことなく文字が適切な大ききで利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようにすること。
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、利用者が次条各号に掲げる事項について容易に確認できるようにすること。
- 2 前項の利用者に通知する場合には、同項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。
 - (1) 次条各号に掲げる事項又は当該事項を掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に即時に表示すること(当該事項の一部のみを表示する場合には、利用者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるようにすること。)
 - (2) 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に認識できるようにすること。
- 3 第1項の利用者が容易に知り得る状態に置く場合には、同項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。
 - (1) 情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて、次条各号に掲げる事項を表示すること。
 - (2) 情報送信指令通信を行うソフトウェアを利用する際に、利用者の電気通信設備の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる事項を表示すること。

- (3) 前二号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できるようにすること。

電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 29

法第 27 条の 12 本文の総務省令で定める事項は、情報送信指令通信ごとに、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報の内容
- (2) 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称
- (3) 第 1 号に規定する情報の利用目的

電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 30

法第 27 条の 12 第 1 号の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。ただし、当該情報をその必要の範囲内において送信する場合に限るものとする。

- (1) 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報
- (2) 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報
- (3) 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した認証に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報
- (4) 当該電気通信役務に対する不正な行為の検知等を行い、又は当該不正な行為による被害の軽減等を図るために必要な情報
- (5) 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報

電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 31

法第 27 条の 12 第 4 号口の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第 27 条の 12 第 4 号イに規定する措置(以下この条において「オプトアウト措置」という。)を講じている場合にあつては、その旨
- (2) オプトアウト措置が法第 27 条の 12 第 4 号イ(1)又は(2)のいずれの行為を停止するものであるかの別
- (3) オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法
- (4) 利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限されることとなるときは、その内容
- (5) 情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する

る情報(法第 27 条の 12 第 1 号及び第 2 号に掲げるものを除く。)の内容

(6) 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称

(7) 第 5 号に規定する情報の利用目的